

令和6年4月作成

工場・事業場の皆さまの

下水道使用の手引き

このリーフレットは、特定事業場及びその他の工場・事業場の皆さまが公共下水道を使用される場合に必要となる水質規制に関する届出や水質基準などの概要を示したものです。



マスコットキャラクター

すみと
ホテルの澄都くん&ひかりちゃん

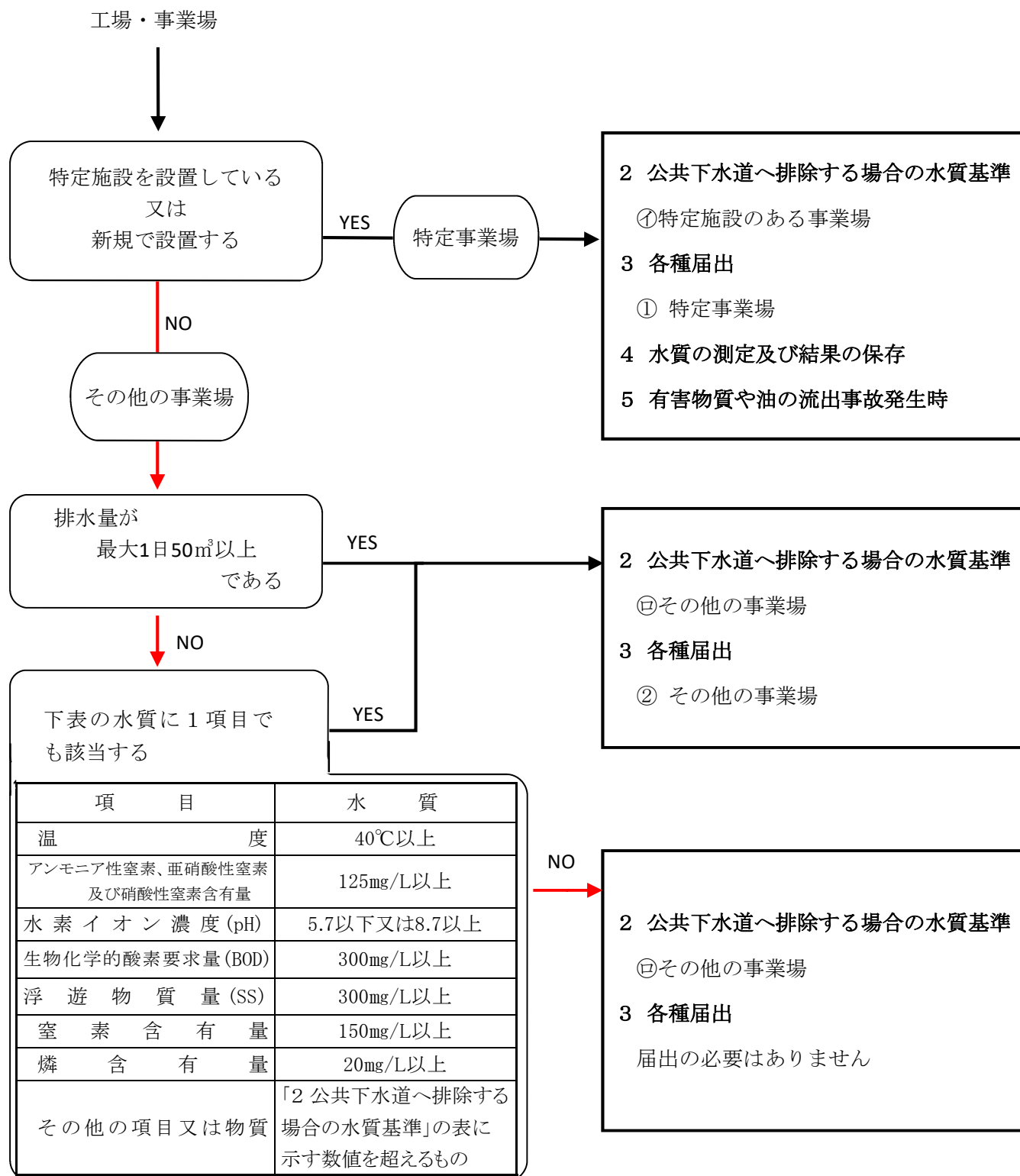
京の水からあすをつくる
 **京都市上下水道局**
Kyoto City Water Supply and Sewerage Bureau

1 はじめに

工場・事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境に被害の生じるおそれのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、法律で定められた施設を「特定施設」といい、この特定施設のある工場・事業場を「特定事業場」といいます。皆さまの工場・事業場が特定事業場に該当するかどうかは、当局ホームページの「事業場排水の規制」のページをご覧ください。また、特定事業場とその他の工場・事業場では、届出書類や規制等に違いがありますので、下記フロー図で確認してください。

また、特定事業場とその他の工場・事業場では、届出書類や規制等に違いがありますので、下記フロー図で確認してください。

当局では、水質を適正に保つために、公共下水道を使用している工場・事業場に対して随時立入りをを行い、水質検査及び指導等を行っています。



2 公共下水道へ排除する場合の水質基準

工場・事業場から悪質な下水がそのまま排除されますと、下水管の損傷や閉塞、周囲への悪臭被害を引き起こす場合があります。そして、下水の処理施設の機能に悪影響を及ぼすことになり、河川の水質悪化につながります。以下の表は公共下水道に排除する下水の水質基準を示したもので、次のように規制されています。

色分けの意味について

- ・ 及び () 内は、直罰基準(排除制限基準)を示しており、この基準を超える下水を排除することはできません。排除した場合は直ちに処罰されることがあります。また、基準を超えるおそれがある場合でも、汚水の処理の方法等の改善又は下水道への排除の停止を命じられることがあります。
- ・ 内は、除害施設設置基準を示しています。この基準を超える下水は、除害施設の設置又は必要な措置を講じたうえで排除しなければなりません。基準を超えた場合は、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。

環 境 項 目 等 (15項目)							
区 分		㊦特定施設のある事業場				㊧その他の事業場	
項目	排水量(m ³ /日)	50 未満	50～ 200以下	201～ 1000以下	1000を 超えるもの	200以下	200を 超えるもの
	温 度		45未満				
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)		5を超えるもの		5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超えるもの	5を超え 9未満
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)		3000以下		600未満	600未満	3000以下	600未満
浮 遊 物 質 量 (S S)		3000以下		600未満	600未満	3000以下	600未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉍 油 類	5以下			5以下	5以下	
	動植物油脂類	30以下			30以下	30以下	
窒 素 含 有 量		1200以下		240未満	240未満	1200以下	240未満
燐 含 有 量		160以下		32未満	32未満	160以下	32未満
沃 素 消 費 量		220未満					220未満
フ ェ ノ ール 類		1以下	1以下			1以下	
銅 及 び そ の 化 合 物		3以下	3以下			3以下	
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物		2以下	2以下			2以下	
鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶 解 性)		10以下	10以下			10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下			10以下	
クロム及びその化合物		2以下	2以下			2以下	
ニ ッ ケ ル 含 有 量		2以下				2以下	

有害物質 (28項目)					
区分 項目	㊦特定施設のある事業場			㊧その他の事業場	
	排水量(m ³ /日) 500未満	500～ 2000未満	2000以上	200以下	200を 超えるもの
カドミウム及びその化合物	0.03以下			0.03以下	
シアン化合物	0.5以下 (1以下)	0.5以下 (0.8以下)	0.5以下	0.5以下	
有機燐化合物	0.5以下 (1以下)	0.5以下 (0.8以下)	0.5以下	0.5以下	
鉛及びその化合物	0.1以下			0.1以下	
六価クロム化合物*	0.2以下			0.2以下	
砒素及びその化合物	0.1以下			0.1以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下			0.005以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下			0.003以下	
トリクロロエチレン	0.1以下			0.1以下	
テトラクロロエチレン	0.1以下			0.1以下	
ジクロロメタン	0.2以下			0.2以下	
四塩化炭素	0.02以下			0.02以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.04以下			0.04以下	
1, 1-ジクロロエチレン	1以下			1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下			0.4以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下			3以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下			0.06以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下			0.02以下	
チウラム	0.06以下			0.06以下	
シマジン	0.03以下			0.03以下	
チオベンカルブ	0.2以下			0.2以下	
ベンゼン	0.1以下			0.1以下	
セレン及びその化合物	0.1以下			0.1以下	
ほう素及びその化合物	10以下			10以下	
ふっ素及びその化合物	8以下			8以下	
1, 4-ジオキサン	0.5以下			0.5以下	
ダイオキシン類	10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)			10以下	
	10以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)				

注1 直罰基準のうち、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の設置者に適用され、それ以外の排除制限項目は、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者に適用されます。

2 ダイオキシン類の [] 内の基準は、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用されます。

3 単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類以外の項目はmg/Lです。温度は℃、ダイオキシン類はpg-TEQ/Lです。

4 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係る「シアン化合物」、「有機燐化合物」の基準は、それぞれ排水量2,000m³/日以上の数値が排除制限基準として適用されます。

※特定施設を設置している事業場(令和6年3月31日以前から設置しているもの(設置工事中を含む)に限る)及び特定施設を設置していない事業場(令和6年3月31日以前から公共下水道を使用しているものに限る)の「六価クロム化合物」の基準は、令和6年9月30日まで0.25mg/L以下となります。

3 各種届出

工場・事業場が公共下水道を使用するにあたっては、以下の場合に届出が必要になりますので、期限内の提出をお願いいたします。また、「2 公共下水道へ排除する場合の水質基準」の表に示した基準に適合させるために除害施設等の汚水処理施設を新設、増設又は改築するとき、もしくは必要な水質改善の措置をしようとするときは、除害施設の設置等の届出を事前に行ってください。

各種届出の様式は、当局ホームページからダウンロードできます。届出書の提出は持込や郵送に加え、電子メールやFAXでも受け付けています。また、届出書への押印は不要です。

① 特定事業場

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
公共下水道を使用する場合	公共下水道使用開始届	あらかじめ
特定施設を新しく設置しようとする場合	特定施設設置届	設置の60日前まで
使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届	特定施設に指定された日から30日以内
特定施設のある工場・事業場が新たに下水道を使用する場合		下水道を使用することになった日から30日以内
特定施設の届出事業場が次の内容を変更しようとする場合 ○特定施設の構造 ○特定施設の使用方法 ○特定施設から排出される汚水の処理の方法 ○下水の量及び水質、用水及び排水の系統	特定施設の構造等変更届	変更の60日前まで
氏名・所在地・名称等に変更があった場合	氏名変更等届	変更の日から30日以内
届出した者の地位を承継した場合	承継届	承継の日から30日以内
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止	廃止の日から30日以内

(注) 特定施設設置届及び特定施設の構造等の変更届については、この届出が受理された日から60日後でなければ工事にかかれません。着工予定の60日前を過ぎた場合、早急にご相談ください。

② その他の事業場（特定施設を設置していない事業場）

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
公共下水道を使用する場合	公共下水道使用開始届	あらかじめ

4 水質の測定及び結果の保存

特定事業場は、次のような方法で下水の水質を測定し、その結果を保存してください。

- (イ) 水質の測定方法は、法律で定められた方法で行ってください。
- (ロ) 水質の測定回数は、次のように定められています。

項目	測定回数
温度・水素イオン濃度(pH)	1日に1回以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目又は物質	7日に1回以上

- (ハ) 水質の測定等の結果は様式に従って記録し、5年間保存してください。

また、特定事業場及び公共下水道使用開始の届出の対象となる事業場につきましては、公共下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等について報告をしていただく場合があります。

5 有害物質や油の流出事故発生時

特定事業場から、有害物質又は油が公共下水道に流出する事故が発生したときは、直ちに、当局に事故の状況を届け出るとともに、流出を防止するための応急措置を講じてください。なお、応急の措置を講じていない場合は、応急の措置を講じるよう命じられることがあります。

連絡先

受付時間		担当部署	電話番号	FAX番号
平日の昼間	平日8:30~17:15	下水道部施設課 水質指導担当	075-672-7829	075-682-2715
夜間と休日	平日17:15~21:00 休日 8:30~21:00	お客さま窓口サービスコーナー	075-672-7770	075-672-7773
	全日21:00~8:30	緊急ダイヤル	0800-222-3500	—

6 使用料

1 下水道使用料

(2 箇月)

区分	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料 (1m ³ につき)							
		11~ 20m ³	21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 200m ³	201~ 400m ³	401~ 1,000m ³	1,001~ 10,000m ³	10,001m ³ 以上
一般汚水	1,300円	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円

注：下水道使用料の額は、上の表により算出した額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て）です。

事業場排水などで、下記の水質に該当する汚水（特別汚水）を公共下水道に排除される場合、2箇月あたりの汚水排出量が1,500m³以上であれば、下水道使用料の3倍以内の金額が特別汚水使用料として加算されます。

項目	水質
生物化学的酸素要求量 (BOD)	200 mg/Lを超える汚水
浮遊物質質量 (S S)	200 mg/Lを超える汚水

特定施設、除害施設等の届出及び水質基準等については、下記にお問い合わせください。

京都市上下水道局下水道部施設課

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

TEL:075-672-7829

FAX:075-682-2715

Email:g.suishitsushido@suido.city.kyoto.lg.jp

各種届出様式のダウンロードや特定施設の確認は

京都市上下水道局ホームページへ

京都市上下水道局 事業場排水

検索

